

3B993 とは何か

米満 啓

1. はじめに

2024 年 12 月に導入された 3B993 は、比較的機微度の低い半導体製造装置（SME＝Semiconductor Manufacturing Equipment）を分類する項番として知られています。

「機微度が低い」の端的な例としては、異方性ドライエッチング装置の規制（3B001.c.1.c.2 と 3B993.b.1.）を挙げることができます。3B001.c.1.c.2 は、高速ガス切替弁の切替速度 300 ミリ秒未満を分類要件としています。これに対して 3B993.b.1 の閾値は 500 ミリ秒。つまり「300 ミリ秒未満なら 3B001」、「300 ミリ秒以上 500 ミリ秒未満なら 3B993」という切り分けになっているわけです。

しかし「3B993 の導入により、従来は網の目から漏れていたロースペック品にまで規制が拡大された」とするのは誤りです。なぜなら 3B993 で規制対象となる客先は、Entity List 上で Footnote5（FN5）が附された中国 16 団体だからです。一般に Entity List 掲載団体向けはほぼすべての EAR 対象品が要許可とされており、実際に FN5 の 16 団体向けも、License requirement 欄で「EAR 対象品すべて」と記されています。（詳しくは第 2 節で述べます）

そこで本稿では、3B993 をわざわざ設けた目的は何なのかについて述べたいと思います。

私はその目的を、FN5 の 16 団体が当該品目を入手する抜け穴塞ぎと考えます。Entity List に掲載されている以上、これら 16 団体向けでの米国品の（再）輸出は、初めから規制されています。「抜け穴」となりうるのは、第 1 に現地での製品化、第 2 に非米国品でしょう。3B993 の導入は、これらへの対策と思います。

現地での製品化対策は 2 つあります。1 つは、技術情報を規制すること。もう 1 つはエンドユース規制です。（詳しくは第 3 節で述べます）

非米国品への対策は、直接製品ルールとデミニミスルールを変更して、非米国製であっても EAR 対象にしてしまうことです。（詳しくは第 4 節で述べます）

なお、「要するに穴塞ぎだよ」と言い切ってしまうことについて、「ホントかね？ 聞いたことないぞ」といぶかしく感ずる方も多いでしょう。それは当然なことだと思います。なぜならこの命題を、私もまだよそでは聞いたことがないからです。（おそらくこれが本邦初登場かと）

もっとも私も見落としは怖いので、在来解説に照らしての答え合わせをしてみました。（詳しくは附録参照）

さて、3B993 品は我が国でも規制対象とされています。但し米国と違って、全地域が対象の規制制度となっています。最後の第 5 節ではこの点も考えてみたいと思っています。

2. 「ロースペック品に規制範囲が拡大された」の誤り

3B993 の規制対象地域を CCL で見てみましょう。

Control(s)	Country Chart (see Supp. No. 1 to part 738)
RS applies to entire entry	See § 742.6(a)(11) of the EAR.
AT applies to entire entry	AT Column 1.

§ 742.6(a)(11) License requirement for ECCN 3B993, 3B994, 3D993, 3D994, 3E993, and 3E994. A license is required for the export, reexport, or transfer (in-country) of items specified in ECCN 3B993, 3B994, 3D993, 3D994, 3E993, or 3E994 to a **Footnote 5 designated entity listed on the Entity List** in supplement no. 4 to part 744 of the EAR when the item is not subject to the EAR pursuant to § 734.4(a)(9) or § 734.9(e)(3) of the EAR. See § 744.11(a)(2)(v)(a) for license requirements for these items when subject to the EAR pursuant to §§ 734.4(a)(9) and 734.9(e)(3) of the EAR.

※ § 734.4(a)(9)とは、SME を（de minimis 不適用の）米国部品内蔵ゆえに EAR 対象とする規定。§ 734.9(e)(3)とは、SME を直接製品（FDP）ルールゆえに EAR 対象とする規定。どちらも規定鉄橋対象は **Entity List の脚注 5 ユーザー(中国 16 団体)**案件限定。

脚注 5 ユーザー(中国 16 団体)

- 1 Chinese Academy of Sciences Institute of Microelectronics（中科院微电子研究所）
- 2 Fujian Jinhua Integrated Circuit Company, Ltd（福建晋华集成电路有限公司）
- 3 Northern Integrated Circuit Technology Innovation Center (Beijing) Co., Ltd
（北方集成电路技术创新中心(北京)有限公司）
- 4 PXW Semiconductor Manufactory Co., Ltd（深圳市鹏芯微集成电路制造有限公司）
- 5 Semiconductor Manufacturing International (Beijing) Corporation,
（中芯国际集成电路制造（北京）有限公司）
- 6 Semiconductor Manufacturing International (Shanghai) Corporation
（中芯国际集成电路制造（上海）有限公司）
- 7 Semiconductor Manufacturing South China Corporation,(中芯南方集成电路制造有限公司)
- 8 Shanghai Integrated Circuit Equipment & Materials Industry Innovation Center Co., Ltd.
（上海集成电路装备材料产业创新中心有限公司）
- 9 Shanghai Integrated Circuit Research and Development Center(上海集成电路研发中心有限公司)
- 10 Shenzhen Pengxin Technology Co., Ltd（深圳市鹏新旭技术有限公司）
- 11 Si' En Qingdao Co. Ltd.,（芯恩（青岛）集成电路有限公司）
- 12 SMIC Advanced Technology R&D (Shanghai) Corporation
（中芯国际集成电路新技术研发（上海）有限公司）
- 13 SMIC Northern Integrated Circuit Manufacturing (Beijing) Co., Ltd
（中芯北方集成电路制造(北京)有限公司）
- 14 SwaySure Technology Co., Ltd.（深圳市昇维旭技术有限公司）
- 15 Wuhan Xinxin Semiconductor Manufacturing Company Limited,
（武汉新芯集成电路股份有限公司）
- 16 Zhangjiang Laboratory（张江实验室）

次に、**FN5 ユーザー(中国 16 団体)向けは、元々EAR 対象の全品目で規制されていた**ことを確認してみたいと思います。

前頁に列挙したうちの 2 番目 (Fujian Jinhua) の Entity List 記述を見てみましょう。(No.1 の中科院微電子研究所のリスト掲載は 2024 年 12 月 5 日からなのでパス) 上が 3B993 導入の 2024 年 12 月 5 日版リスト、下段はその直前 11 月 1 日版リストの記述です。

2024 年 12 月 5 日付け	
Fujian Jinhua Integrated Circuit Company, Ltd., a.k.a., the following one alias: —JHICC. Sanchuang Park, Century	<u>For all items subject to the EAR (See §§ 734.4(a)(9), 734.9(e)(3), and 744.11 of the EAR) ⁵</u>
2024 年 11 月 1 日付け	
Fujian Jinhua Integrated Circuit Company, Ltd., a.k.a., the following one alias: —JHICC	<u>For all items subject to the EAR. (See § 744.11 of the EAR)</u>

繰り返して恐縮ですが、御覧の通り、FN5 ユーザー向けは 3B993 枠が導入される前から全 EAR 対象品が要許可だったわけです。

3. 現地企業による製品化対策

3-1 技術情報を規制

3B993 貨物の開発・製造のためのソフト・技術のための分類枠（ECCN）として、3D993 と 3E993 が設けられました。

3D993 “Software” for the “development” or “production” of commodities specified in 3B993 and “software” as follows (see List of Items Controlled). LICENSE REQUIREMENTS <i>Reason for Control:</i> RS, AT		
Expand Table 	Control(s)	Country Chart (see Supp. No. 1 to part 738)
	RS applies to entire entry	See § 742.6(a)(11) of the EAR.
	AT applies to entire entry	AT Column 1.

3E993 “Technology” for the “development” or “production” of commodities specified in 3B993; and “technology” as follows (see List of Items Controlled). LICENSE REQUIREMENTS <i>Reason for Control:</i> RS, AT		
Expand Table 	Control(s)	Country Chart (see Supp. No. 1 to part 738)
	RS applies to entire entry	See § 742.6(a)(11) of the EAR.
	AT applies to entire entry	AT Column 1.

[§ 742.6\(a\)\(11\)](#)は、Entity List の FN 5 ユーザー(中国 16 団体)案件限定で規制する旨の規定です。(2 頁参照) すなわち **これら 16 団体への 3B993 貨物の開発・製造技術を制限すること**で彼らが自分で作ったり外部に委託して当該貨物を入手することを防止しようということです。

3-2 エンドユース規制

§ 744.23(a)(4)は SME の開発・製造用途案件に対する規制条件を定めています。

- (4) **Semiconductor manufacturing equipment (SME) and “components,” “assemblies,” and “accessories.”** A license is required for export, reexport, or transfer (in-country) if paragraph (a)(4)(i) or (ii) of this section applies.
- (i) **Directly destined to Macau and Country Group D:5.** Any item subject to the EAR and specified on the CCL when destined to or within either Macau or a destination specified in Country Group D:5 for the “development” or “production” of “equipment,” “components,” “assemblies,” or “accessories” specified in ECCNs 3B001 (except 3B001.g and .h), 3B002, 3B611, 3B903, 3B991 (except 3B991.b.2.a through 3B991.b.2.b), 3B992, 3B993, 3B994 or associated “software” and “technology” in 3D or 3E of the CCL.
- (ii) **Indirect exports, reexports, or transfers (in-country).** Any item subject to the EAR and specified on the CCL for export, reexport, or transfer (in-country), if all of the following apply:
- (A) The item (either in its original form or as subsequently incorporated into a foreign-made item) is for “development” or “production” of a foreign-made item, whether subject to the EAR or not, that is specified in an ECCN listed in paragraph (a)(4)(i) of this section (and not excepted by that paragraph); and
- (B) The “development” or “production” is by an entity headquartered in, or whose ultimate parent is headquartered in, Macau or a destination specified in Country Group D:5.

2024 年 12 月改正で、同項の規制対象用途に 3B993 貨物が追加されました。

これにより、3B993 貨物用途と判明している案件は、(i) 澳門や D 5 国（中国をはじめとする）向け、または (ii) 澳門・D 5 国系企業向けであれば規制対象となりました。

4. 非米国品への対策

現時点で「日蘭など 33 か国」は対象から除かれていますが、その他諸国製 SME を直接製品ルール・§ 734.9(e)(3)・や、デミニミスルール不適用パターン・§ 734.4(a)(9)・といった、EAR 対象に組入れるルールが 2024 年 12 月に新設されました。本稿では詳細説明は省きます（6 月 2 日付け本欄記事を参照下さい）が、これらは非常に強力な規定で、これに照らした場合に「ウチの SME は絶対 EAR 対象外」と言い切れるメーカーは少ないことと思います。

5. 我が国の規制に関する考察

前節までの記述で、3B993 という項番新設の目的が、当該項番製品の FN5 ユーザー（中国 16 団体）による自製、米国外メーカー製の場合の供給阻止、という「穴塞ぎ」にあることは御理解いただけたかと思います。

しかし我が国では、3B993 の導入を「規制品目の拡大」とらえる方が多いのではないのでしょうか？ これはおそらく、3B993 に相当する品目の多くが、我が国では 2025 年 5 月施行改正で新規規制、規制閾値の引き下げ（両者併せて「規制品目の拡大」）としてリスト化されたことに起因するものと思います。

御存知の通り、我が国で規制リスト化されるとは「全世界向けで要許可」となることを意味します。米国規制とはかなり違ったものになりそうに思われるところですが、具体的にどこがどう違うのか、見ておきたいと思います。

5-1 《貨物等省令》でのカバー情況

分野	ECCN	対応する貨物の 省令（6 条）	左記貨物に関連する 技術の省令（19 条）
イオン注入	3B993.b.1	十七号 コ	1 項二号
エッチング	3B993.c.1	十七号 タ	
	3B993.c.2	十七号 ア（二）	
	3B993.c.3	十七号 カ（二）	
成膜	3B993.d.1	十七号 ラ（一）	
	3B993.d.2	十七号 ラ（二）	
	3B993.d.3	十七号 キ（四）	
	3B993.d.4	十七号 キ（五）	
リソグラフィ	3B993.f.1	十七号 ヲ	
	3B993.f.2	十七号 テ	
	3B993.f.3	十七号 エ（二）	
	3B993.f.4	十七号 エ（一）	
洗浄	3B001.o.1	十七号 ヤ	
	3B993.p.3	十七号 マ	

5-2 包括許可の適用状況

【貨物】上表の貨物は、《包括許可取扱要領》別表 A では省令十七号の「ル～シ」の括りで、次のように扱われています。

	い地域① ^{*1}	と地域② ^{*2}		ち地域 ^{*5}
		と地域③以外 ^{*3}	と地域③ ^{*4}	
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号へ(2)から(4)まで又はルからシまで又は第17号の2のいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—

*1 「い①」；ホワイト国

*2 「と②」；「い①」「ち」のどちらでもない地域

*3 「と②（『と③』以外）」には中国・澳門が含まれる

*4 「と③」；比較的安心な書き 14 か国

ウクライナ、トルコ、バルト3国、クロアチア、スロベニア、ルーマニア
マルタ、南ア、インド、シンガポール、台湾、メキシコ

*5 「ち」；アフガン・イラン等の難しい国

【技術】関連する設計・製造技術については別表 B で次のように定められています。

	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの ・輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、(10の2)、(15の3)、(16)、(17)、(17の2)、(18)、(19)、(24)又は(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで（貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。）、第2号ヨ、第10号の2、第16号の3、第17号へ(2)から(4)まで若しくはルからシまで、第17号の2、第17号の3、第17号の4、第18号の2、第19号イ若しくはホ、第25号又は第26号のいずれかに該当するもの	特定	特定	—

5-3 個別許可申請に於ける提出書類

【貨物】 《提出書類通達》の別表1抜粋

	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、(10の2)、(15の3)から(17)まで、(18)又は(22)から(25)までに掲げる貨物であって、次のいずれかに該当するもの (ロ) 貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、第二号ヨ、第十号の二、第十六号の三、第十七号へ(四)若しくはルからシまで、第十七号のニイ若しくはロ、第十七号の三ニ若しくはホ、第十八号の二、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当するもの	A	B2	C
	どちらも原則として 最終需要者誓約書不要		

【技術】 《提出書類通達》の別表2抜粋

	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、 <u>別表2の付表2(1(ロ)、2(ロ)、4及び5(ロ)に限る。)</u> に掲げる技術	TB1	—	—
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、 <u>別表2の付表1又は別表2の付表2</u> に掲げる技術	—	TB2	TC

※ 省令十七号「ル〜シ」品の設計・製造技術は、通達では「別表2の付表2の1(ロ)」

別表2の付表2

- 1 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第二号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの(中略)
- (ロ) 貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、同号イからワまで(貨物等省令第19条第3項第八号に規定する技術に該当するものに限る。)、第二号ヨ、第十号の二、第十六号の三、第十七号へ(二)からへ(四)まで若しくはルからシまで、第十七号の二、第十七号の三、第十七号の四、第十八号の二、第十九号イ若しくはホ、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当する貨物に係るもの

の指定を受けています。

5-4 考察…大きな庭と低い塀

前記 5-1 から見て取れることは、**省令に於ける規制範囲の広さ**です。米国が規制するユーザーの範囲が、CCL 上では「Entity List の FN 5 ユーザー(中国 16 団体)」、実際の運用では「Entity List ユーザー」であるのに対し、日本では「全世界」とされています。すなわち日本ではユーザーも限定せず、地域も限定せず、という意味で米国より 2 段階広い「全世界」が規制対象となっているわけです。

それでは(言い出しっぺである)米国より厳しい規制になってしまうではないか、米国向けでも要許可かね? となるところです。この点について、**我が国では、包括許可制度と個別許可申請事務の濃淡とでバランスを取ろうしています**。すなわち、許可はどこ向けでも必要ですが、多くの仕向地で特別一般包括許可が使えます。(中国・澳門向けも含めて) また個別許可を申請する場合も、「ち地域」のような特殊な地域向けを除いては、原則として最終需要者誓約書不要とされています。

米国の政策はしばしば「小さな庭と高い塀」(small yard, high fence)と呼ばれます。ならば**日本のそれは「大きな庭と低い塀」**と申せましょう。

結びとして、この点について私の感想を 3 つほど述べたいと思います。

その 1。「小さな庭」規制とは、要するに輸出先に濃淡をつける(露悪的な言い方をするなら「差別を行う」)ことを意味します。我が国は伝統的に、このやり方をあまり採ってきませんでした。もし「小さな庭」路線を進むとしたら精神的ストレスが大きいというか、多大な困難を感じるのではないかと思います。(「差別された」人からのクレームも予想されるところです)

その 2。案件によっては裁量で「塀が高くなる」ことがあります。例えば個別許可申請で B2 パターンや TB2 パターンならば、最終需要者誓約書不要の原則ですが、《提出書類通達》には「経済産業省から特に指示のあった説明資料、証拠書類等」の追加がありうる旨が記されています。

その 3。前述(その 2)の裏返しで、大抵の案件は「塀が低い」、すなわち個別許可申請の負荷もソコソコではあります。しかし B2 パターンや TB2 パターンであっても、申請に際してはユーザーの詳細なプロフィールや予定される使用状況について情報を集め申告しなければなりません。申請受理から発給までの日数も、私の経験では B2 パターンで 1 か月程度かかります。ついつい「そもそも米国なら申請すら不要な案件なのに」と思ってしまう。

<附録> CISTEC 記事による答え合わせ

『CISTEC ジャーナル』2025 年 1 月号の「米国の対中国等懸念国規制強化改正概要」には「3B993」が合計 36 か所登場します。本稿に於ける私の説に見落としがないか、上記記事を使ってチェックしようと思います。

No.1～5 (307～308 頁)

○半導体製造装置のリスト規制拡大(2024 年 12 月 31 日施行)

- ・ 3B001 改正、3B993 ^{No.1} 新設により、成膜、イオン注入、露光、アニーリング (熱処理)、洗浄装置、エッチング (化学的除去)、検査等の新たな 21 種類の半導体製造装置の ECCN(貨物) 新設。
- ・ 3B001 の既存の多くの ECCN も改正強化。
- ・ 3B001 の一部の ECCN を新設 ECCN 3B993 に移動 ^{No.2}。
- ・ ・中略・ ・

[3D993]:

- a. 3B993 ^{No.3} の品目の開発又は製造のためのソフトウェア。
- b. マルチパターニングを使用した IC の開発又は製造のために設計又は修正されたコンピュータ支援設計 (ECAD) ソフトウェア。
- c. DUV リソグラフィー(露光)マスク又はレチクル上のパターンの開発又は製造のために設計又は修正されたコンピューショナル・リソグラフィー・ソフトウェア。
- d. 3B001.f.1(EUV 露光装置及び一定の ArF 液浸露光装置)又は 3B993.f.1 ^{No.4} (一定の ArF 液浸露光装置)の、任意の時間間隔の平均で 1 時間当たりのウェハ処理枚数を 1%以上増加させるように設計又は修正されたソフトウェア
- ・ ・中略・ ・

[3E993]: 3B993 ^{No.5} の品目の開発又は製造のための技術。

- ・ No.1 は「新たに品目を追加して規制範囲を拡大」のように見えますが、その読み方が誤りであることは本稿第 2 節で申し上げたところです。
- ・ No.2 と 3 は単なる変更点の紹介 (特段のメッセージなし) と考えます。(
- ・ No. 4 と 5 の意義は本稿 3-1 参照。

No.6 (309 頁)

○半導体製造装置関連エンドユース規制のエンドユース要件の拡大(2024 年 12 月 31 日施行)

3B903、3B993 ^{No.6}、3B994 及びこれらのパラメータを有する EAR 対象外品目のいずれかがエンドユースである場合もエンドユース要件に追加。

- ・ 意義は本稿 3-2 参照。

No.7 (312 頁)

11. 米国原産規制品目を組み込んだ非米国原産品目が [3B993.f.1](#) ^{No.7} (旧 3B001.f.1.b.2.b) (一定の Arf 液浸露光装置) と同じパラメータの品目であり、その用途が先端 IC の開発又は製造である場合のデミニミスルール不適用規定新設

・ 本稿第 4 節参照。

No.8 (317 頁)

1.(4) 半導体製造装置関連エンドユース規制(§ 744.23(a)(4))

・ ・ 中略 ・ ・

(ii)(エンドユース要件)

以下の(A)又は(B)にあたる場合

(A) 仕向地が D:5 国(中国、ロシア等を含む)又はマカオであり、かつ、エンドユースが EAR 対象の ECCN 3B001(「3B001.g, h,」を除く)、3B002、3B611(軍用の電子装置のための試験用、検査用、及び製造用貨物)、3B903、3B991(3B991.b.2.a～b を除く)、3B992、[3B993](#) ^{No.8} 又は 3B994 の IC 製造前工程の製造装置・部品・部分品・組立品・附属品又は ECCN 3D における関連ソフトウェア若しくは ECCN 3E における関連技術の開発又は製造であることを知り又は(知らないが)知りうること。

・ 本稿 3-2 参照。

No.9～16 (324～326 頁)

2.4. 脚注 5 付 Entity List(EL) 掲載者向け直接製品新規制(§ 734.9(e)(3)) (2024 年 12 月

31 日施行)

・ ・ 中略 ・ ・

2.4.1. 製品要件 (§ 734.9(e)(3)(i))

下記の(A)又は(B)であって、かつ、下記のいずれかの ECCN にあたる貨物：

ECCN 3B001 (ただし 3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, g, h, k to n, p.2, p.4, r を除く), 3B002 (ただし 3B002.c を除く), 3B903, 3B991 (ただし、「3B991.b.2.a～3B991.b.2.b」を除く), 3B992, [3B993](#) ^{No.9}, 3B994

・ ・ 中略 ・ ・

2.4.3. 許可要件(§ 744.11(a)(2)(v)(A))

上記の要件 2.4.1 及び 2.4.2 の要件を満たす直接製品が以下の(1)～(4)のいずれかにあたる場合は許可要。

(1) ECCN [3B993](#) ^{No.10} 品目を D:5 グループ国又はマカオに本社又は親会社ある企業が再輸出する場合、許可要。

(2) 「ECCN [3B993](#) ^{No.11} 品目を A:5 グループ国(37 ケ国)であって、かつ、EAR742 章付則 4 リスト掲載国(33 ケ国)以外の国」(韓国、インド、アルゼンチン、トルコ)からの再

輸出であって、かつ、その 3B993^{No.1 2} 品目が当該国で同等の規制が実施されていない場合。

(3) A:5 グループ国(37ヶ国)以外の国からの再輸出であって、以下の(i)又は(ii)にあたる場合

(i) EAR742 章付則 4 リスト掲載国(33ヶ国)以外に本社又は親会社がある企業・団体からの ECCN3B001(3B001.a.4、c、d、f.1、f.5、g、h、k～n、p.2、p.4、r を除く)、3B002(3B002.c を除く)、3B611、3B903、3B991(3B991.b.2.a～3B991.b.2.b を除く)、3B992、3B993^{No.1 3}、又は 3B994 の再輸出。

(ii) EAR742 章付則 4 リスト掲載国(33ヶ国)に本社又は親会社がある企業・団体からの ECCN 3B993^{No.1 4} の再輸出。

(4) 国内移転 (上記 2.4.2.(相手方・仕向先要件)(§ 734.9(e)(3)(ii)) の要件にもあたる場合) ものであって以下の

(i) 又は(ii) にあたる場合：

(i) EAR742 章付則 4 リスト掲載国(33ヶ国)以外に本社又は親会社がある企業・団体からの ECCN3B001(3B001.a.4、c、d、f.1、f.5、g、h、k～n、p.2、p.4、r を除く)、3B002(3B002.c を除く)、3B611、3B903、3B991(3B991.b.2.a～3B991.b.2.b を除く)、3B992、3B993^{No.1 5}、又は 3B994 の国内移転。

(ii) EAR742 章付則 4 リスト掲載国(33ヶ国)に本社又は親会社がある企業・団体からの 3B993^{No.1 6} の国内移転。

・ 本稿第 4 節参照。

No.17～23 (328～329 頁)

4. CCL(規制品目リスト)における半導体製造装置・先端コンピューティング関連

リスト規制拡大強化

4.1. 2024 年 12 月 31 日施行改正による半導体製造装置のリスト規制拡大

・ ・ 中略 ・ ・

以下の ECCN を改正強化：

・ 3B001.a.2(成膜)、a.4(成膜)、c.3～c.4(化学的除去)、d.3～d.5、d.11～d.12、d.14、d.16(成膜)以下の ECCN を下記の新設 ECCN 3B993^{No.1 7} に移動：

・ 3B001.c.1.b、d.14(一部)、d.16、f.1.b.2.b、o1～o2、p1、p3

[3B993^{No.1 8}](新設)：

以下の ECCN(11 種類)を新設：

・ 3B993.b^(No.1 9) イオン注入)、c.2～c.3(化学的除去)、d.3～d.4 (成膜)、f2～f3(露光)、o2(熱処理)、q1、q2.a,q.2.b(検査)

下記の ECCN は上記の ECCN3B001 からの移動

・ 3B993.c.1^{No.2 0} (化学的除去)、d.1～d.2(成膜)、f.1.b.2(露光)、o.1(熱処理)、p1、p3(洗浄)

・ ・ 中略 ・ ・

[3D993](新設)

a. 3B993 ^{No.2 1} の品目の開発又は製造のためのソフトウェア

・ ・ 中略 ・ ・

d 3B001.f.1 ^{No.2 2} (EUV 露光装置及び一定の ArF 液浸露光装置)又は 3B993.f.1(一定の ArF 液浸露光装置)の、任意の時間間隔の平均で 1 時間当たりのウェハー処理枚数を 1% 以上増加させるように設計又は修正されたソフトウェア

・ ・ 中略 ・ ・

[3E993](新設)

3B993 ^{No.2 3} の品目の開発又は製造のための技術。

・ No.17～20 は本稿第 2 節参照。

・ No.21～23 は本稿 3-1 参照。

No.24 (331 頁)

5.1. 半導体製造装置・部品・部分品の開発又は製造用途向けの場合の一時的一般許可要件 (736 章附則 1(d)(1))(2026 年 12 月 30 日まで有効)

下記の(i)～(iii) の全ての要件を満たす場合は、一時的一般許可が成立(上記 1.1.(4)で説明 § 744.23(a)(4)(半導体製造装置関連エンドユース規制)の許可要件の例外)。

(i) 品目要件

(A) EAR 対象品目かつ規制理由が AT(反テロ)のみの ECCN 品目(米国独自規制品目)、又は

(B) ECCN 3B001.c.4, 3B993.b.1, c.2, c.3.d.4, f.2, f.3, o.2, q.1, q.2, ^{No.2 4} 3B994, 3D993.a (本 (B) に記載の貨物のためのもの),3D993.b through d, 3D994, 3E993.a (本 (B) に記載の貨物のためのもの),3E993.b, 若しくは 3E994

・ 本稿 3-2 参照。

No.25～29 (342～343 頁)

11. 米国原産規制品目を組み込んだ非米国原産品目が 3B993.f.1 ^{No.2 5} (旧 3B001.f.1.b.2.b) (一定の Arf 液浸露光装置)と同じパラメータの品目であり、その用途が先端 IC の開発又は製造である場合のデミニミスルール不適用規定新設(施行済)

米国原産規制品目(単独で当該仕向地に再輸出する場合に許可要となる米国原産品目)を組み込んだ非米国原産品目が、ECCN 3B993.f.1 ^{No.2 6} (旧 3B001.f.1.b.2.b)(筆者注 1)と同じパラメータの品目・その品目のために特別に設計されたものが、以下の(A)～(C)のいずれかにあたる IC(先端 IC：上記 1.1.(2)(i)の先端 IC 用途エンドユース規制の用途要件の先端 IC と同じ)の開発又は製造に利用される再輸出の場合は、デミニミスルールの適用はなく、わずかに組み込まれているだけで、原則として、EAR 対象になる。

・ ・ 中略 ・ ・

ただし、当該再輸出国が、上記 ECCN 3B993.f.1 ^{No.27} (旧 3B001.f.1.b.2.b) と同等の品目をリスト規制している国 (EAR 上、日本がその例であることが明記。オランダも下記筆者注に記載の通り 2024 年 9 月 7 日改正でリスト規制した。) の場合は例外的に上記の場合でも EAR 対象にならない。(734.4(a)(3))

[筆者注 1]:

ECCN 3B993.f.1 ^{No.28} (旧 3B001.f.1.b.2.b) は、Arf 液浸露光装置の一定のものの規制。日本も規制済。オランダの 2023 年 9 月 1 日規制の Arf 液浸露光装置の範囲に含まれていないものであるが、ただし、オランダは 2024 年 9 月 7 日改正でこの部分も規制し、米日蘭の規制内容は同一になった。

[筆者注 2]:

例えば、日本から米国原産規制品目 (単独で当該仕向地に再輸出する場合に許可要となる米国原産品目) を 1% 組み込んだ日本製 Arf 液浸露光装置を A 国に再輸出する場合、EAR 対象にならないが、その A 国が上記 ECCN 3B993.f.1 ^{No.29} (旧 3B001.f.1.b.2.b) と同等の品目をリスト規制していない場合は、A 国が当該日本製 Arf 液浸露光装置を他国に再輸出する場合は EAR 対象品目になり (Federal Register 前文の説明)、その場合は、上記 4.1.(i) に記載の通り、D:5 国 (中国、ロシア等 23 ヶ国) 又はマカオ向けであれば、リスト規制により要許可となり、それら以外の国向けでも、一般禁止事項 4~10 のいずれかに該当すれば許可要となる。

・ 本稿第 4 節参照

No.30~36 (345~346 頁)

15. デミニミスルール不適用範囲の大幅な拡大 (2024 年 12 月 31 日施行)

・ ・ 中略 ・ ・

・ 許可要件 (§ 744.11(a)(2)(v)(A))

以下の (1)~(4) のいずれかにあたる場合は許可要。

- (1) ECCN 3B993 ^{No.30} 品目を D:5 グループ国又はマカオに本社又は親会社ある企業が再輸出する場合、許可要。
- (2) 「ECCN 3B993 ^{No.31} 品目を A:5 グループ国 (37 ヶ国) であって、かつ、EAR742 章付則 4 リスト掲載国 (33 ヶ国) 以外の国」 (韓国、インド、アルゼンチン、トルコ) からの再輸出であって、かつ、その 3B993 ^{No.32} 品目が当該国で同等の規制が実施されていない場合。
- (3) A:5 グループ国 (37 ヶ国) 以外の国からの再輸出であって、以下の (i) 又は (ii) にあたる場合：
 - (i) EAR742 章付則 4 リスト掲載国 (33 ヶ国) 以外に本社又は親会社がある企業・団体からの ECCN3B001(3B001.a.4、c、d、f.1、f.5、g、h、k~n、p.2、p.4、r を除く)、

3B002(3B002.c を除く)、3B611、3B903、3B991(3B991.b.2.a～3B991.b.2.b を除く)、3B992、3B993^{No.33}、又は 3B994 の再輸出。

(ii) EAR742 章付則 4 リスト掲載国(33 ヶ国)に本社又は親会社がある企業・団体からの ECCN 3B993^{No.34} の再輸出

(4) 国内移転(上記 2.4.2.(相手方・仕向先要件)(§ 734.9(e)(3)(ii))の要件にもあたる場合)ものであって以下の(i) 又は(ii) にあたる場合：

(i) EAR742 章付則 4 リスト掲載国(33 ヶ国)以外に本社又は親会社がある企業・団体からの ECCN3B001(3B001.a.4、c、d、f.1、f.5、g、h、k～n、p.2、p.4、r を除く)、3B002(3B002.c を除く)、3B611、3B903、3B991(3B991.b.2.a～3B991.b.2.b を除く)、3B992、3B993^{No.35}、又は 3B994 の国内移転。

(ii) EAR742 章付則 4 リスト掲載国(33 ヶ国)に本社又は親会社がある企業・団体からの 3B993^{No.36} の国内移転。

・ 本稿第 4 節参照。

以上の通り、『ジャーナル』記事に登場する 36 か所の「3B993」は、全て本稿でカバー済のものでした。一応本稿は「答え合わせ合格」と言ってよいでしょう。